

### 1条

人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上にのみ設けることができる。

### 2条

あらゆる政治的団結の目的は、天賦にして不可侵の人権を維持することにある。その権利とは、自由・所有権・安全および圧政に対する抵抗である。

### 3条

あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。

### 4条

自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。

### 5条

法律は、社会によって有害な行為以外は、これを禁止する権利をもっていない。法律によって禁止されない限り、何事も妨害されることがありえず、また、法律によって命ぜられない限り、なんぴとも強制されることがありえない。

### 10条

なんぴとも、その言論お発表が法律によって定められた公的秩序をみだすのでない限り、たとえ宗教上のそれであろうとも、その言論のために身辺を脅かされることがありえない。

### 11条

思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。ただし、法律により規定された場合におけるこの自由の濫（らんよう）については、責任を負わなければならない。

### 16条

権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されない社会は、すべて、憲法をもっていないのである。

### 17条

所有権は一の神聖で不可侵な権利であるから、何人も適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ事前の正当な保障の条件の下でなければ、これを奪われることがない。